

令和2年(ワ)第26002号 損害賠償請求事件

原告 (閲覧制限) 外3名

被告 学校法人聖マリアンナ医科大学

## 訴えの変更申立書 (請求の拡張)

令和4年8月31日

東京地方裁判所 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 中山純子



### 第1 請求の趣旨の変更

原告2は、請求を拡張し、訴状記載「請求の趣旨」を下記のとおり変更する。

#### 記

- 1 被告は、原告2に対し、別紙「受験内容・損害目録」記載の原告2欄に対応する各請求額欄記載の各金員及びこれに対する訴状送達の日  
の翌日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え
- 2 訴訟費用は被告の負担とする  
との判決並びに仮執行宣言を求める。

### 第2 請求の拡張理由 (原告2について)

- 1 被告の行った入学試験成績一覧表の内容及び再集計に関する事実  
実験によれば、平成30年度入学試験の第二次試験において、全ての  
女性受験生に■■■■点を加点すると、原告2の成績順位は、従前2  
80番であったものが、187番になった(乙A第1号証、p15)。  
被告の平成30年度入学試験の第二次試験の受験者数は、423名

であったところ、被告は、その上位130位までの130名が正規合格者、131位から392位までの262名が補欠者として、補欠順位を付して発表した（被告第5準備書面第1の2）。平成30年度入学試験の当該補欠者のうち、全体順位で187位までが繰上合格者となった（被告第5準備書面第1の3）。そうすると、原告2は、平成30年度の入学試験において、全ての女性受験生に80点を加点する、すなわち、女性であることを理由とした属性調整がされなければ、187位として繰上合格をしていた者である。

2 原告2は、被告の建学の理念に共感し、自宅から通学可能でもあったため、被告を第一志望として受験していた。しかし、被告により女性であることを理由として第二次試験において実際に差別的取扱いを受け、本来であれば、補欠者として合格通知を受け取り繰り上げ合格となっていたにもかかわらず、不合格とされた。医師を志し、1点を争う熾烈な医学部入試において、第一志望の大学から不合格の通知を受け取る受験生の落胆や悔しさは、計り知れないものである。女性であることを理由として差別的取扱いを受けなければ合格していたほどの実力を持っていた者であればなおさら、何を失敗してしまったのか、自分の何が間違っていたのかと困惑、混乱も著しく、自らに対する自信や自尊心の低下にもつながり、その後の人生に与える影響は多大である。

このような不合格通知を受けたことで生じた精神的苦痛が、実は、自分の実力が及ばなかったためではなく、被告が「女性」という自

分ではどうすることもできない「属性」を理由に自分を差別した結果であった、被告が原告2の尊厳や努力を踏みにじった結果だったと知った原告2の精神的苦痛は、筆舌に尽くしがたいものである。

3 したがって、原告2が、平成30年度の入学試験の二次試験において、女性であることを理由として不合格とされたことに対する慰謝料は、500万円を下るものではない。

4 原告2は、被告の違法な属性調整により被告を不合格とされた結果、■■■■大学へ進学し、現在在籍している（甲B3）。

したがって、■■■■大学医学部への進学・在籍に要する入学金、授業料等その他学費と、被告に進学・在籍していたならば要した入学金、授業料その他の学費との差額、及び、被告に在籍していたならば支出を要しなかった費用（家賃、引越し費用）は、被告の不法行為によって原告2に生じた損害である。

(1)授業料等差額 581万1000円

■■■■大学医学部への進学・在籍に要する費用は、6年間で入学金及び授業料等が合計■■■■万円、委託徴収金■■■■万■■■■円で、総計■■■■円である（甲B4）。一方、被告の6年間の学納金（授業料・入学金・実験実習費・施設設備金・教育充実費・維持費他）が合計3440万円（甲B5）、その他費用が33万2000円（甲B6）で、総計3473万2000円である。

したがって、差額581万1000円は、被告が原告2を違法な

属性調整により不合格としていなければ、原告2が負担することを要しなかった損害である。

(2) 家賃 合計368万7269円

原告2の実家は、被告の通学圏内にあるため、被告が違法な属性調整を行って原告2を不合格としなければ、原告2は、賃貸物件を借りることなく医学部に進学できたところ、現在の在籍大学は実家から通学できない遠方にあるため、通学するためには賃貸物件を借りるほかなかった。したがって、原告2が卒業までに負担する家賃相当額は、被告の違法な属性調整によって不合格となっていなければ支出を要しなかった損害である。

原告2が2018年4月から2020年9月までに賃貸物件の家賃等として支払った総額は、118万1969円である（甲B7、8）。そして、2020年10月から卒業予定である2024年3月までに負担する家賃の総額は、250万5300円である（家賃月5万7000円、共益費月2500円、自治会費等150円、合計5万9650円×42か月分、甲B9）。

したがって、この合計額368万7269円が原告2の損害である。

(3) 引越し費用 11万0160円

上記(2)のとおり、原告2は、現在の在籍大学に通学するためには、引越しを余儀なくされ、その費用は11万0160円であった（甲B10）。被告が原告2を違法な属性調整で不合格としなければ

支出を要しなかった費用であり、原告2の損害である。

(4)請求の拡張額に対する弁護士費用相当額

上記(1)乃至(3)の合計額1460万8429円の1割相当額

146万0843円

以上